

# 兵庫県公報

平成27年12月18日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (新産業課) .....	1

## 公布された法令のあらまし

●産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第50号）  
地域再生法等の一部改正により、地方活力向上地域において本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設を整備する場合には国税に係る課税の特例等を受けることができることとされ、地域再生法施行規則の一部改正により、当該業務施設が定められたこと等を踏まえ、事業税の不均一課税の対象となる本社機能を担う事業所の移転又は新增設のために新本社事業所を整備する法人に係る規定について明確化を図ることとし、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年12月18日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第50号

#### 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項本文中「当該法人の経営方針における意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括等」を「地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第7条第1号イからホまでに掲げる部門が担う機能、同条第2号に規定する研究所が担う研究開発の機能又は同条第3号に規定する研修所が担う人材育成」に改め、同項ただし書中「担う事業所」の右に「であって、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第4号に規定する特定業務施設に該当するもの」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。